

# 長野県の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

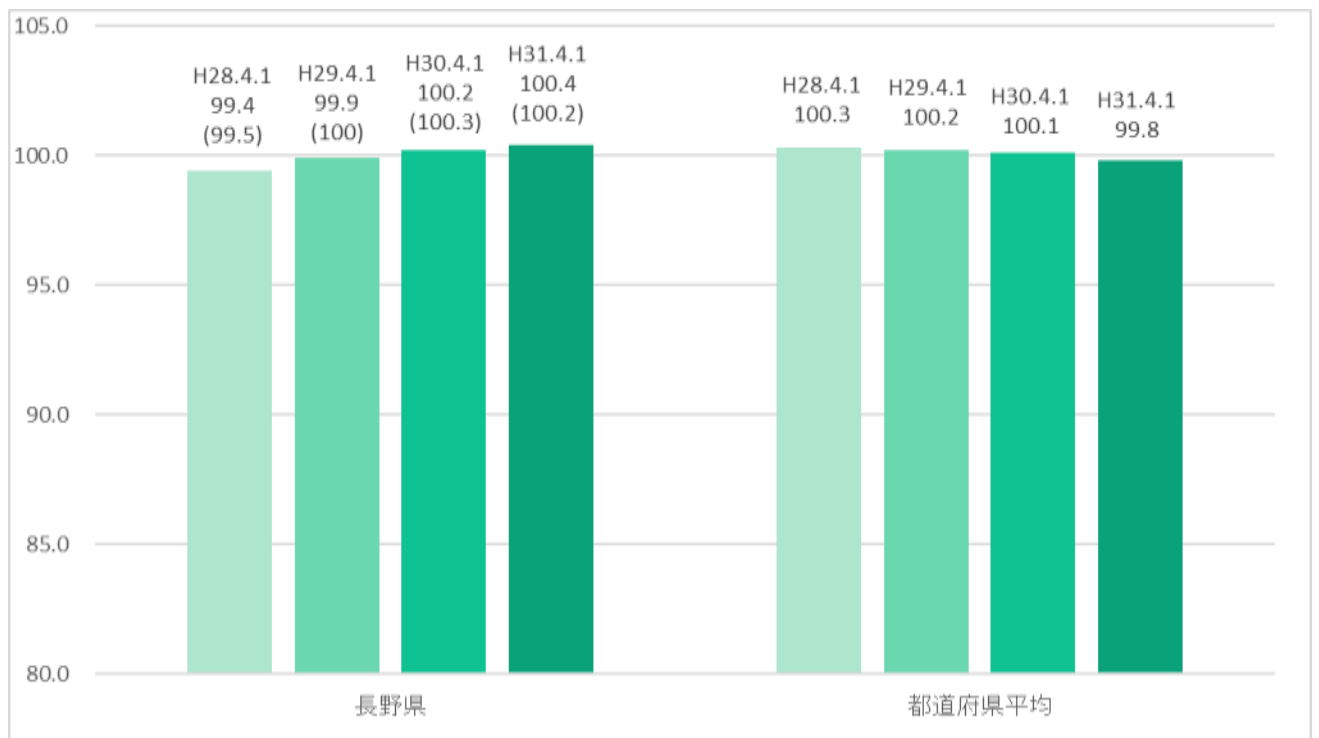
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の 人件費率
30年度	人 2,101,891	千円 789,988,716	千円 6,555,763	千円 253,461,035	% 32.1	% 31.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平 均一人当た り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
30年度	人 26,162	千円 117,182,522	千円 21,182,866	千円 46,566,353		千円 184,931,741	千円 7,069	千円 7,182

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

理由：人事委員会勧告により、給料表の水準が国より高いことによる影響、初任給基準が国より高いことによる影響。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
31年度	円 382,077	円 381,783	294円 ( 0.08%)	% 0.08	% 0.08	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
31年度	月 4.43	月 4.45	月 △0.02	月 4.45	月 4.45	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.2% 引下げ (若年層については、最大 1.2% 引上げ、高齢層については最大 3.3% 引下げ) しました。

なお、激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施しました。

また、他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを行いました。

## ② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準による支給割合で支給すると仮定した場合の加重平均の支給割合に基づき、県内一律 1.7% を支給。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。ただし、段階的に支給割合を上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 1.8%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 1.9% を支給、平成 28 年 4 月 1 日以降は 2% を支給。平成 31 年 1 月 1 日以降は、1.7% を支給。

(参考)

	平成 26 年 度の支給 割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年 度の支給 割合	平成 29 年 度の支給 割合	平成 30 年 度の支給 割合	令和元年 度の支給 割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	3% (注 1)	1%~4% (注 2)	2%~5% (注 3)	3%~6% (注 4)	3%~6% (注 4)	3%~6% (注 4)	3%~6% (注 4)
長野県の支給割合	1.5%	1.8%	1.9%	2.0%	2.0%	1.7%	1.7%

(注 1) 長野市、松本市、諏訪市、塩尻市

(注 2) 1% (伊那市)、3% (長野市、松本市、諏訪市)、4% (塩尻市)

(注 3) 2% (伊那市)、3% (長野市、松本市、諏訪市)、5% (塩尻市)

(注 4) 3% (長野市、松本市、諏訪市、伊那市)、6% (塩尻市)

## ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを行いました。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野県	45.4歳	337,900円	401,437円	372,575円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
都道府県平均	42.9歳	325,365円	412,987円	368,214円

#### ② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
長野県	58.0歳	8人	283,900円	305,413円	297,750円	民間の類似職種	—	—	—
うち庁務技師	58.0歳	8人	283,900円	305,413円	297,750円	うち用務員	55.6歳	211.6千円	1.44
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
都道府県平均	53.3歳	197人	322,644円	378,703円	355,577円	—	—	—	—

#### 【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	4,872千円	用務員	2,883.4千円	1.69

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。  
(用務員は平成28～30年の3ヵ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.8歳	377,900円	427,008円
都道府県平均	44.8歳	374,301円	438,678円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.3歳	373,700円	418,221円
都道府県平均	42.7歳	358,882円	416,270円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野県	37.7歳	323,700円	435,479円	357,114円
国	41.4歳	318,875円	—	376,765円
都道府県平均	38.4歳	321,712円	461,961円	370,144円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区 分		長 野 県	国
一般行政職	大学卒	191,200円	180,700円
	高校卒	156,200円	148,600円
技能労務職	高校卒	151,500円	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	213,600円	—
	高校卒	—	—
小・中学校教育職	大学卒	213,600円	—
	高校卒	—	—
警 察 職	大学卒	222,500円	209,700円
	高校卒	185,600円	171,200円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（31年4月1日現在）

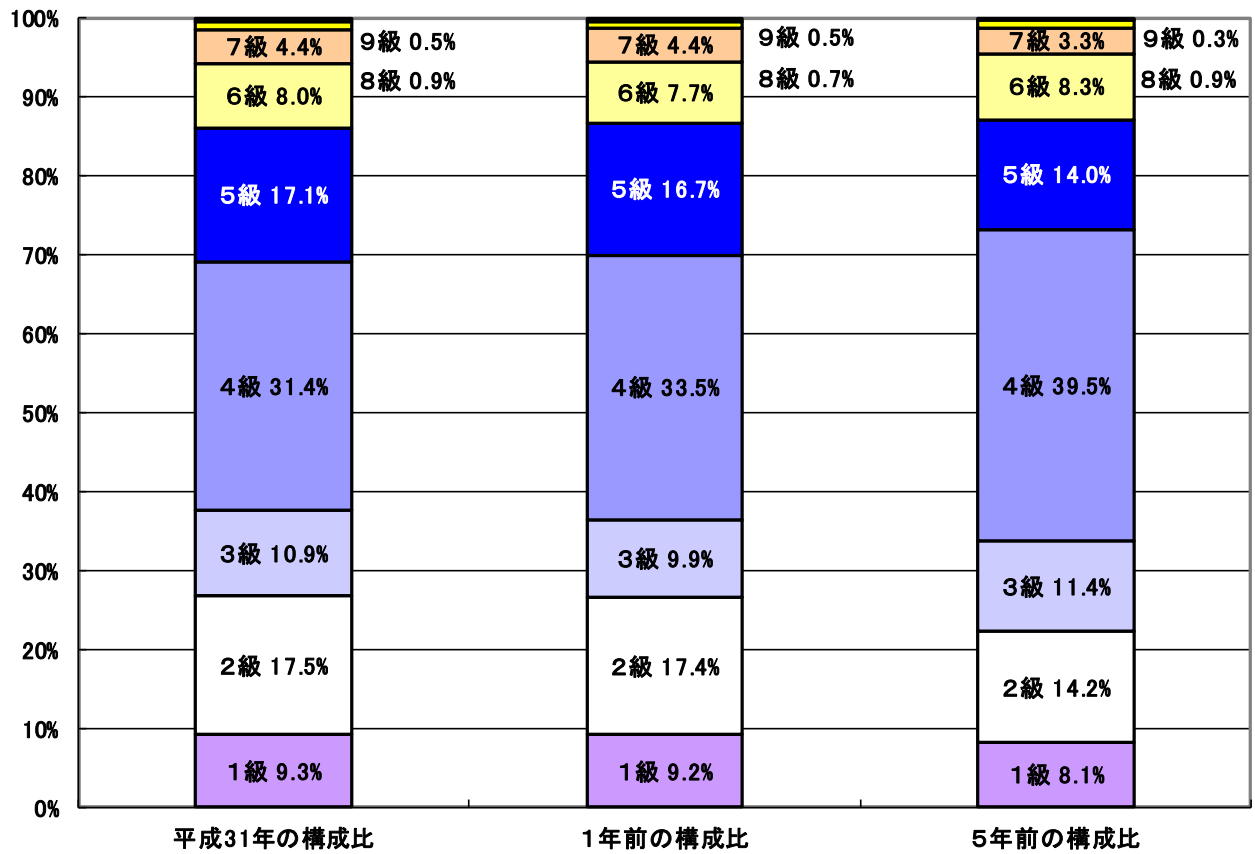
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,371円	353,419円	384,631円	402,792円
	高校卒	238,780円	295,314円	348,168円	373,188円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	316,671円	395,990円	423,692円	438,421円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校 教育職	大学卒	318,688円	394,668円	417,118円	427,385円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	290,116円	382,666円	412,181円	406,721円
	高校卒	268,068円	344,136円	393,137円	412,706円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

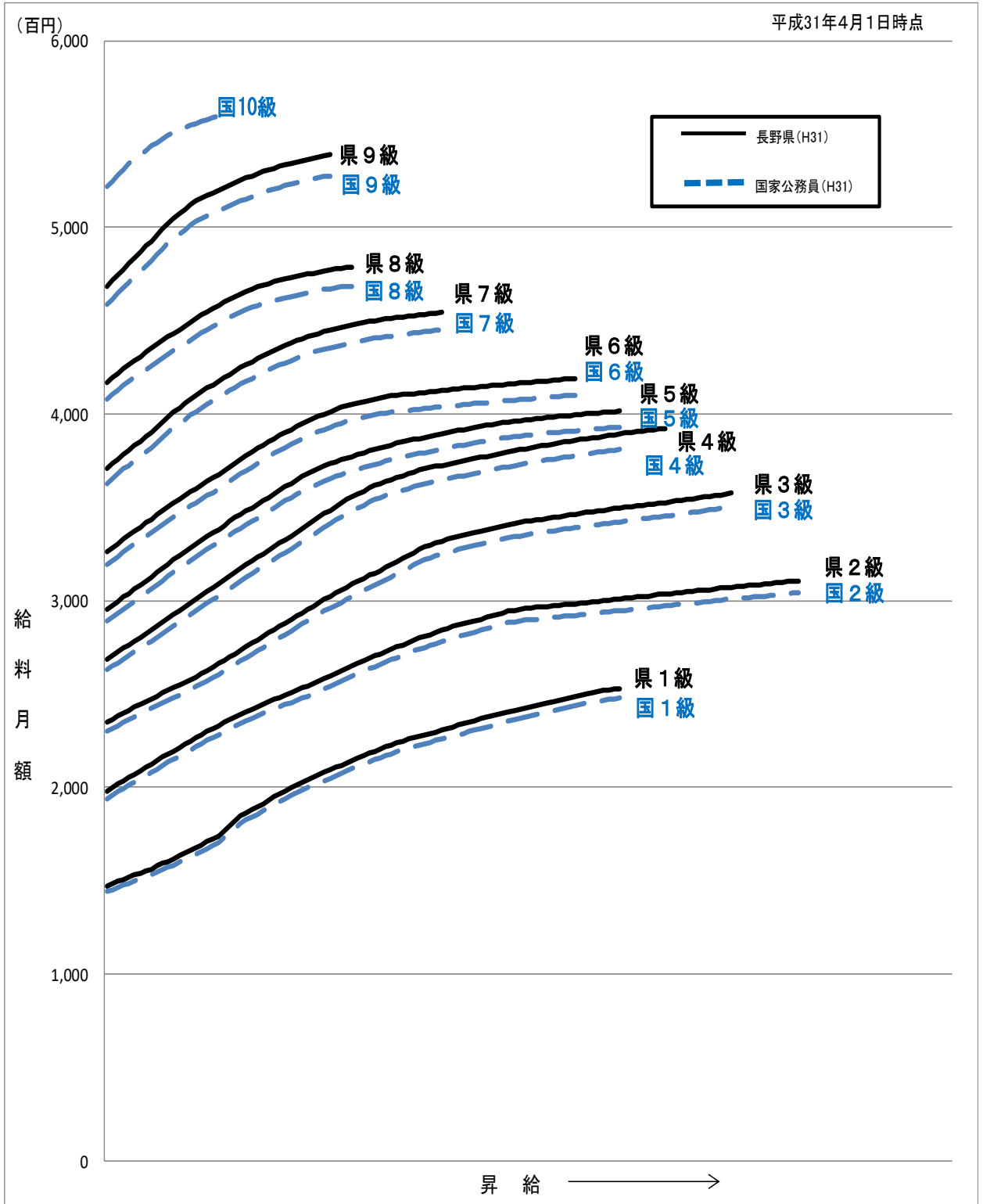
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	25人	0.5%	468,200円	538,800円
8 級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	50人	0.9%	416,800円	478,700円
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	236人	4.4%	370,700円	454,400円
6 級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	428人	8.0%	326,000円	419,000円
5 級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	909人	17.1%	295,100円	401,400円
4 級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	1,673人	31.4%	268,600円	392,400円
3 級	主任の職務	583人	10.9%	234,900円	357,500円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	930人	17.5%	198,100円	310,700円
1 級	主事又は技師の職務	493人	9.3%	147,200円	252,900円

- (注) 1 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。





(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（長野県）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

長野県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,736千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長野県）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

長野県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～30%加算) 1人当たり平均支給額 3,778千円 22,046千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		2,410,726千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		84,768円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20.0%	41人	20.0%
大阪市等	16.0%	8人	16.0%
名古屋市等	15.0%	5人	15.0%
横須賀市、みよし市	10.0%	2人	10.0%
長野県（塩尻市）	1.7%	721人	6.0%
長野県（長野市、松本市、諏訪市及び伊那市）	1.7%	11,530人	3.0%
長野県（上記以外）	1.7%	13,746人	0%
医師	16.0%	27人	16.0%
平均支給率	1.7%	—	1.77%

（注） 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

#### (4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	1,780,931千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	99,117円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	66.41%
手当の種類（手当数）	37

#### ○一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 980	業務1日につき600円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円）
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 12,049	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,627	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 703	作業1日につき500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 104	業務1日につき1,200円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 9,052	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地域振興局、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 5,662	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,363	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 95	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 36	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 696	作業1日につき900円（特定原子力事業所の敷地内における作業にあつては作業1日につき40,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
用地交渉手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 2,130	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 140	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
夜間看護等手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 10,571	勤務1回につき3,550円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は3,100円、2時間に満たない場合は2,150円）

航空業務 手当	消防防災航空センター に勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 449	作業1時間につき5,100円 (特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額)を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円(作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円)
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務(知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。)		業務1時間につき2,200円 (特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務1日につき870円
外国勤務 手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの		千円 19,873	勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

○学校職員

手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 315	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面		

		接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		業務1夜につき2,100円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 191	業務1日につき180円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,214,865	業務1日(泊を伴うものにあつては、1泊)につき8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)の範囲内において任命権者が人事委員会(大学以外の教育職員に対して支給する場合にあつては知事及び人事委員会)と協議して定める額
		修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		
		対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの		
		学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの		
		特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの		
		小学校又は中学校の学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務		
		小学校又は中学校における学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合にお		

		いて児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務		
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務		
		学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 54,833	業務1日につき100円
入学者選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 22,139	1時間につき240円
特殊現場作業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 0	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した教育職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 124,121	作業1日につき560円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円）



留置業務 手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び 護送の作業	千円 8,980	作業1日につき340円(作 業に従事した時間が1日 につき4時間に満たない 場合は200円)
犯罪鑑識 手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を 利用して行う犯罪鑑識の 作業(準備の作業を含む。) 又は理化学、法医学若しく は銃器弾薬類の知識を利用 して行う鑑定の作業	千円 12,972	作業1日につき560円を 超えない範囲内において、 作業の実態その他の事情 を考慮して、任命権者が知 事及び人事委員会と協議 して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 61,416	作業1日につき340円(作 業に従事した時間が1日 につき4時間に満たない 場合は200円)
少年補導 手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円(作 業に従事した時間が1日 につき4時間に満たない 場合は200円)
交通取締 手当	警察職員	交通取締用自動車その他 特殊自動車を運転する作 業又は交通の指導取締り、 交通整理、交通検問若しく は交通事故処理の作業	千円 64,986	作業1日につき840円を 超えない範囲内において、 作業の実態その他の事情 を考慮して、任命権者が知 事及び人事委員会と協議 して定める額
航空業務 手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 2,402	作業1時間につき5,100 円(特に危険又は困難な作 業で任命権者が知事及び 人事委員会と協議して定 めるものにあつては、その 額にその額の100分の45 に相当する額を超えない 範囲内において、任命権者 が知事及び人事委員会と 協議して定める額を加え た額)を超えない範囲内 において、作業の実態その 他の事情を考慮して、任命 権者が知事及び人事委員 会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円 (作業に従事した時間が 1日につき2時間に満た ない場合は830円)

		航空機に搭乗して行う捜索、救難等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「捜索作業」という。）		作業1時間につき2,200円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った捜索作業		作業1日につき870円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 113	指導1日につき310円（指導に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円）
爆発物等取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業1日につき620円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円）
	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）又は高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の作業		作業1日につき310円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は190円）
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して	千円 1,899	作業又は訓練1日につき1,900円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

		定めるものに限る。)又は山岳遭難救助の訓練		
死体処理手当	警察職員	(1)人の死体の処理作業 (2) 特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 43,315	(1)にあつては作業1体につき3,200円、(2)にあつては作業1日につき2,000円
爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 0	勤務1回につき5,200円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 506	作業1日につき1,150円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 0	勤務1日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる特殊な業務	千円 78,441	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 6,695	勤務1回につき1,240円

潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 107	作業1時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 9,103	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	3,077,488千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	320千円
支給実績（29年度決算）	3,047,586千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	316千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

### (6) その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 配偶者、父母等… 行政職俸給表(一) 7級以下6,500円 8級以上3,500円 子…10,000円	2,799,718 千円	234,246 円
	区分	手当の額				
	配偶者	6,500円				
子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、 満15歳に達する日後の最初の4 月1日から満22歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間に ある子については、当該子の扶 養手当の月額に5,000円を加算 した額を当該子の扶養手当の月 額とする					

住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月 23,000 円以下] 支給額=家賃相当額-12,000 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額=11,000 円+(家賃相当額-23,000 円)×1/2	1,745,111 千円	277,089 円
	区分	手当の額				
	借家等	[家賃月 23,000 円以下] 支給額=家賃相当額-10,500 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額=12,500 円+(家賃相当額-23,000 円)×1/2 (最高支給限度額: 27,000 円)				
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額				
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000 円~31,600 円 特急列車、高速道の加算限度額 20,000 円	2,815,320 千円	117,319 円
	区分	手当の額				
	交通機関利用者	6 か月定期券等の価額により一括支給。1 か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が 55,000 円まで。ただし、55,000 円を超えるときは、その超える額の 1/2(上限 30,000 円)を 55,000 円に加算した額。				
	交通用具使用者	使用距離に応じて 2,460 円~41,050 円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000 円を超えるときは、その超える額の 1/2(上限 30,000 円)を 55,000 円に加算した額)				
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は 30,000 円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ 8,000 円~16,000 円を加算。		異なる	〈国の制度〉 6,000~45,000 円を加算	441,255 千円	382,701 円

宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。			同じ	—	629,979 千円	212,686 円	
	区分	手当の額(勤務1回につき)						
	医師	20,000円						
	一般の宿日直	4,200円						
	特別支援教育諸学校	6,900円						
警察	7,200円							
特別勤職勤務員手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。			同じ	—	27,744 千円	182,526 円	
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。			同じ	—	644,813 千円	160,641 円	
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。			同じ	—	1,662,480 千円	730,118 円	
	主な職	支給額						
	部長級(行政職)	94,800円～130,700円						
	課長級(行政職)	59,000円～80,700円						
	学校の校長	53,400円～74,300円						
学校の教頭	34,700円～54,300円							
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。			同じ	—	1,572,500 千円	65,408 円	
	世帯等の区分	世帯主である職員						その他の職員
		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員					
月額	17,800円	10,200円	7,360円					

初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。		同じ	—	74,710 千円	2,576,206 円
	区分	手当の額				
	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ 181,800 円～368,800 円				
	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000 円～10,000 円				
	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500 円～2,500 円				
務手 地勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地4/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	1,781 千円	31,239 円	
夜勤 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	182,881 千円	74,828 円	
指導 手当	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に 4/100 を乗じて得た額を支給。			31,278 千円	167,261 円	
へき 地手 当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地 3/100～4級地 6/100）を乗じて得た額を支給。			31,481 千円	64,910 円	
教員 特別 教育 等 手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			1,109,675 千円	62,243 円	
教育 手 当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000 円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には 2,000 円を加算。			78,468 千円	237,782 円	
産業 教育 手 当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			106,223 千円	232,944 円	

## 5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,292,000円
	副 知 事	996,000円
報 酬	議 長	996,000円
	副 議 長	870,000円
	議 員	813,000円
期 末 手 当	知 事	(元年度支給割合) 3.35月分
	議 長	(元年度支給割合) 3.35月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		129万2千円×在職月数×0.53 3,286万8千480円 原則、最終退職時
		99万6千円×在職月数×0.38 1,816万7千40円 原則、最終退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。



## 6 職員数の状況

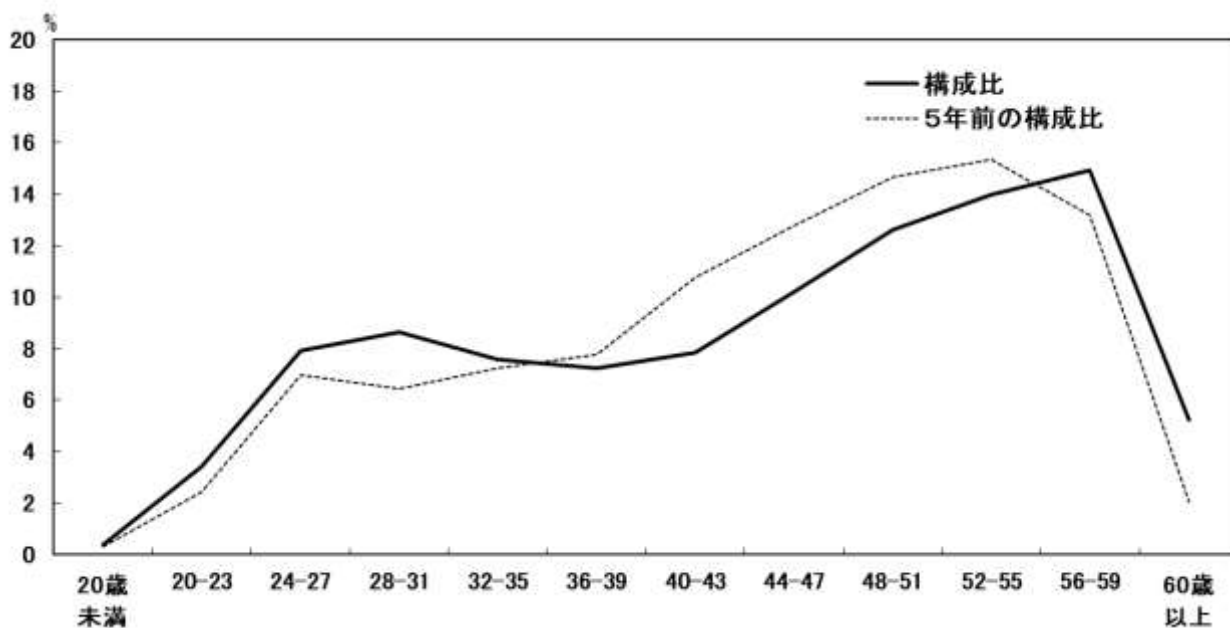
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	39	40	1	営業局の設置
		総務企画	809	806	△3	
		税務	247	245	△2	
		民生	421	422	1	
		衛生	854	837	△17	
		労働	151	152	1	
		農林水産	1,222	1,207	△15	
		商工	332	342	10	
		土木	1,010	1,009	△1	
		計	5,085	5,060	△25	
	教育部門	17,140	17,095	△45	児童・生徒数の減による減員等	
	警察部門	3,937	3,947	10	警察官の増	
	小 計	26,162	26,102	△60	(参考：人口10万あたりの職員数 1,272.01人)	
計 公 部 営 門 企 業 等 会	病院	0	0	0		
	水道	50	50	0		
	下水道	55	57	2		
	その他	72	74	2		
	小 計	177	181	4		
合 計		26,339 [28,403]	26,283 [28,403]	△56	(参考：人口10万あたりの職員数 1,280.83人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
- 2 [ ]内は、条例定数（予算定数）の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	100	893	2,083	2,269	1,997	1,906	2,063	2,678	3,314	3,673	3,929	1,378	26,283

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	区分	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政		5,109	5,088	5,078	5,080	5,085	5,060	△49 (△1.0%)
教育		17,656	17,645	17,558	17,372	17,140	17,095	△561 (△3.2%)
警察		3,871	3,894	3,910	3,927	3,937	3,947	76 (2.0%)
普通会計計		26,636	26,627	26,546	26,379	26,162	26,102	△534 (△2.0%)
公営企業等会計計		147	159	160	161	177	181	34 (23.1%)
総合計		26,783	26,786	26,706	26,540	26,339	26,283	△500 (△1.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 企業局事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占め る職員給与費比率
30年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	2,632,527	1,386,259	316,348	12.0	12.6
水道事業	4,563,274	727,856	277,001	6.1	6.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費150,054千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	54	218,158	52,339	90,859	361,356	6,692	6,872
水道事業	56	247,639	48,200	103,412	399,251	7,129	6,931

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

2 職員数は、30年4月1日現在の人数です。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (31年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気 事業	長野県	43.5歳	357,140円	557,648円
	団体平均	44.7歳	366,662円	583,120円
水道 事業	長野県	49.6歳	387,003円	594,124円
	団体平均	43.6歳	363,687円	576,360円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

長野県	団体平均
1人当たり平均支給額(30年度)	1人当たり平均支給額(30年度)
電気事業 1,683千円 水道事業 1,847千円	電気事業 1,639千円 水道事業 1,677千円
(30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

長野県		団体平均	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年		
勤続20年	19.6695月分 26.3655 月分		
勤続25年	28.0395月分 33.27075 月分		
勤続35年	39.7575月分 47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)			
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
電気事業	— 千円 25,875 千円	電気事業	9,908千円
水道事業	— 千円 24,190 千円	水道事業	16,180千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			9,526千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			86,600円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
長野県全域	%	人	%
電気事業	1.7	54	1.7
水道事業	1.7	56	1.7

エ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	千円
電気事業	97
水道事業	266
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	円
電気事業	3,731
水道事業	26,600
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	%
電気事業	48.1
水道事業	17.9
手当の種類（手当数）	電気事業及び水道事業合計で6

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 64	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価																
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑（直径が15メートル未満のものに限る。）で行う作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
		土砂の崩落の危険があるずい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
		普通高圧以上の活線作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		水圧鉄管の内部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
		次の範囲内で活線に近接して行う作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分 活線の電圧区分</th> <th>頭上 メートル以内</th> <th>側面 メートル以内</th> <th>足下 メートル以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内	3,300ボルト以上22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上154,000ボルト未満	0.6	1	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6		
距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内																	
3,300ボルト以上22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																	
22,000ボルト以上154,000ボルト未満	0.6	1	1.2																	
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																	
		電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
		大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
		重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業		1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円 （2時間未満の場合540円）																
		重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業		1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円 （2時間未満の場合360円）																

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
取水口危険作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 38	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 -	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1)国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 2	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
浄水検査手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 258	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
感染症防疫等作業手当	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病のうち豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	千円 1	1日につき300円 (2時間未満の場合180円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）		千円
	電気事業	18,745
	水道事業	15,421
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		千円
	電気事業	408
	水道事業	315
支給実績（29年度決算）		千円
	電気事業	15,236
	水道事業	14,372
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		千円
	電気事業	324
	水道事業	299

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)						
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 配偶者、父母等… 行政職俸給表(一) 7級以下6,500円 8級以上3,500円 子…10,000円	千円	円						
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者</td> <td>1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、 満15歳に達する日後の最初の4 月1日から満22歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間に ある子については、当該子の扶 養手当の月額に5,000円を加算 した額を当該子の扶養手当の月 額とする。</td> </tr> </table>			区分	手当の額	配偶者	6,500円	子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、 満15歳に達する日後の最初の4 月1日から満22歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間に ある子については、当該子の扶 養手当の月額に5,000円を加算 した額を当該子の扶養手当の月 額とする。	電気事業 8,780	電気事業 258,235
	区分			手当の額							
配偶者	6,500円										
子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、 満15歳に達する日後の最初の4 月1日から満22歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間に ある子については、当該子の扶 養手当の月額に5,000円を加算 した額を当該子の扶養手当の月 額とする。										
		水道事業 7,390	水道事業 230,938								
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 月額12,000円を超 える家賃を支払っ ている職員に対し 支給。  借家等  [家賃月23,000円以下] 支給額= 家賃相当額-12,000円  [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家 賃相当額-23,000円) ×1/2	千円	円						
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当 額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配 偶者のため の借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> </table>			区分	手当の額	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当 額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)	別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額	電気事業 1,638	電気事業 273,000
	区分			手当の額							
借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当 額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)										
別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額										
		水道事業 1,479	水道事業 295,800								

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)	
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円  特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	千円 電気事業 7,123  水道事業 7,454	円 電気事業 178,075  水道事業 143,346	
	区分					手当の額
	交通機関利用者					6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。 (55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円～16,000円を加算。	異なる	〈国の制度〉 6,000～48,000円を加算	千円 電気事業 1,368 水道事業 720	円 電気事業 456,000 水道事業 360,000	
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円 電気事業 33  水道事業 22	円 電気事業 4,125  水道事業 4,400	
	区分					手当の額(勤務1回につき)
	医師					20,000円
	一般の宿日直					4,200円
	特別支援教育諸学校					6,900円
警察	7,200円					
特別勤務員手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。	同じ	—	千円 電気事業 0 水道事業 0	円 電気事業 0 水道事業 0	
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円 電気事業 6,252  水道事業 6,680	円 電気事業 781,500  水道事業 954,286	
	職					支給額
	部長級(行政職)					94,800円～130,700円
	課長級(行政職)					59,000円～80,700円



手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)										
寒冷地手当	<p>条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	同じ	—	千円 電気事業 3,815 水道事業 3,731	円 電気事業 71,981 水道事業 71,750
	世帯等の区分		世帯主である職員			その他の職員									
		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員												
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
特 地 勤 務 手 当	<p>生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地2/100）を乗じて得た額を支給。</p>	異なる	〈国の制度〉 2級地の支給割合 8/100	千円 電気事業 0 水道事業 0	円 電気事業 0 水道事業 0										
夜 勤 手 当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。</p>	同じ	—	千円 電気事業 0 水道事業 0	円 電気事業 0 水道事業 0										